

仕 様 書

件名 令和6年度中国地域ガソリンの購入（単価契約）

1 業務の内容

仕様書別紙1の各官署（「以下「甲等」という。」）に対し、受注者（受注者と提携するガソリンメーカーの加盟店を含む。以下「乙等」という。）の有する施設内等において、下記3の揮発油を供給する（以下「本業務」という。）。

2 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

3 契約品名等

契約品名：揮発油（レギュラーガソリン）

規 格：J I S 2号

予定数量：65,700リットル

なお、予定数量は、あくまでも見込数量であり、購入数量を約束するものではない。

4 契約品の供給方法等

（1） 供給方法及び納入期限

本業務については、甲等が乙等の有する施設内等で利用できる磁気カード（給油機能のみのものとする。）を利用した供給システムとする。

給油は、磁気カード提示の都度、直ちに行うものとする。

（2） 供給場所

乙等の給油所とする。

乙等は、甲等の各官署から概ね半径4km以内に一箇所以上の給油所（有料道路の店舗を除く。）を有することとする。

（3） 磁気カードの発行

乙等は、別途甲等の指示に従い、車両登録番号（陸運局登録番号）等を表示した磁気カード（車両登録番号の表示がない予備カードを含む。160枚程度。）を作成し、契約締結日までに甲等の各官署へ納品すること。

なお、保有車両等に追加又は変更等が生じた場合には、各官署からの依頼があった日から原則3週間以内に新たな磁気カードを納品すること。

5 契約方法

（1） 契約は、1リットル当たりの単価契約とする。

（2） 給油する各月の単価

各月の単価は、仕様書別紙2のとおり算出するものとする。

なお、乙等は、各月の単価について、算定内容が明らかとなる書面を作成し、前月までに甲等に通知する。

6 請求方法

請求は、毎月末締めとし、乙等は、各官署の車両別に区分した「購入明細書」（購入日、購入品名、購入数量及び購入場所（給油所名、所在地住所等）を記載すること。）を原則、紙媒体により翌月20日までに仕様書別紙1の請求書等提出先に提出するものとする。

乙等は、「購入明細書」の提出をした同月末日（ただし、当該日付が行政機関の休日に当たる場合には、直前の勤務日とする。）までに「購入明細書」に沿った「請求書」を仕様書別紙1の請求書等提出先に提出すること。

なお、令和6年度末（令和7年3月分請求）に関する「請求書」については、原則、令和7年4月15日までに請求できるよう乙等は迅速な対応をすること。

7 秘密の保持

乙等は、本業務の遂行上知り得た一切の事項を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。なお、本業務終了後においても同様とする。

8 その他

- (1) 磁気カードの紛失、盗難等があった場合、甲等が乙等にカードの使用停止を依頼した後のカード不正使用による供給については、乙等はその代金の一切を請求しないこと。
- (2) 供給時に乙等の故意又は過失により甲等に損害を与えた場合には、乙等がその損害を補償する。
- (3) 本業務の履行に要する一切の費用は、乙等の負担とする。
- (4) 仕様書に記載がない事項、その他必要な事項が発生した場合は、別途協議することとする。

仕様書別紙1

官署一覧

機 関 名	郵便番号	住 所	電 話	FAX	請 求 書 等 提 出 先
中国四国農政局	700-8532	岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086-224-4511	086-224-4086	中国四国農政局会計課
鳥取県拠点	680-0845	鳥取県鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎	0857-22-3131	0857-27-9672	
島根県拠点	690-0001	島根県松江市東朝日町192	0852-24-7311	0852-27-0641	
岡山県拠点	700-0927	岡山県岡山市北区西古松2-6-18 西古松合同庁舎	086-899-8610	086-899-8611	
広島県拠点	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館6F	082-228-5840	082-228-5817	
山口県拠点	753-0088	山口県山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎	083-922-5200	083-934-1120	
中国土地改良調査管理事務所	731-0221	広島県広島市安佐北区可部2-6-15	082-819-1617	082-819-1620	中国土地改良調査管理事務所
土地改良技術事務所	700-0984	岡山県岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎2F	086-223-2777	086-234-7223	土地改良技術事務所
吉井川農業水利事業所	700-0984	岡山県岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎2F	086-206-2718	086-206-2719	吉井川農業水利事業所
宍道湖西岸農地整備事業所	691-0001	島根県出雲市平田町2112-1	0853-25-8252	0853-63-3952	宍道湖西岸農地整備事業所
南周防農地整備事業所	742-1502	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	0820-51-1007	0820-52-1330	南周防農地整備事業所
岡山南土地改良建設事業所	700-0973	岡山県岡山市北区下中野1223-5	086-236-6240	086-236-6241	岡山南土地改良建設事業所

仕様書別紙 2

各月の単価＝①資源エネルギー庁発表の給油所小売価格の中国局平均価格（消費税額及び地方消費税額抜き）
×②調整率

※①の価格は、次により算定し、毎月変動するものとする。

①の価格＝（A＋B＋C）÷3（小数点第二位切上）

A：給油する各月の前月第1月曜日の中国局平均価格から消費税及び地方税を差引いた額（小数点第二位四捨五入）

B：給油する各月の前月第2月曜日の中国局平均価格から消費税及び地方税を差引いた額（小数点第二位四捨五入）

C：給油する各月の前月第3月曜日の中国局平均価格から消費税及び地方税を差引いた額（小数点第二位四捨五入）

※②の率は、次により算定し、本契約期間中は変動しないものとする。

②の率＝落札単価（円/ℓ(税抜き)）／{(a＋b＋c)÷3}（小数点第二位切上）

a：令和6年1月第1月曜日の中国局平均価格から消費税及び地方税を差引いた額（小数点第二位四捨五入）

b：令和6年1月第2月曜日の中国局平均価格から消費税及び地方税を差引いた額（小数点第二位四捨五入）

c：令和6年1月第3月曜日の中国局平均価格から消費税及び地方税を差引いた額（小数点第二位四捨五入）

※各月の単価は、①に②を乗じて得た額（小数点第二位以下の端数があるときは、小数点第二位を切り捨てる。）とする。

※毎月納入した数量に上記単価を乗じて得た金額の合計に、消費税及び地方消費税の税率を乗じた額（円未満を切り捨てた額）に相当する額を支払の都度加算する。